

議案第27号

幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

幕別町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第1項」及び「第2項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。